

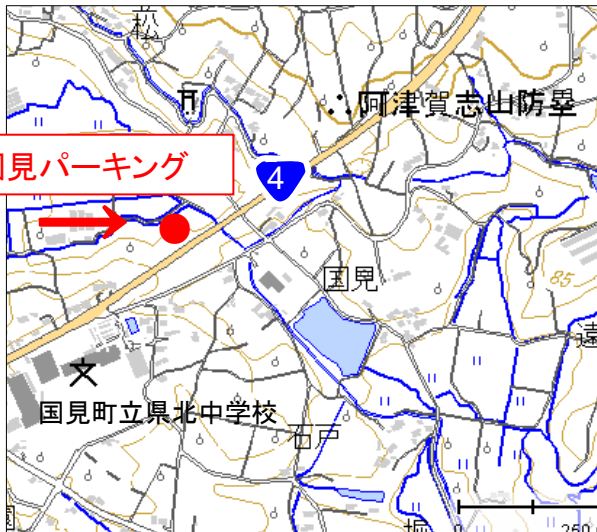
特殊車両の指導・取り締まりを実施

一定の制限値を越える大型車両は、特殊車両通行許可が必要です。

福島河川国道事務所は、国見町の国道4号において、所轄警察署の協力のもと、特殊車両の取り締まりを実施します。

この取り締まりは、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、特殊車両通行許可が適正に履行されているかを確認し、違反車両に対して必要な措置を命じることを目的として実施しているものです。

1. 日時 平成25年11月26日(火) 13時30分から15時30分まで
※天候等の事情により中止になる場合があります。
2. 場所 国道4号下り 国見パーキング(伊達郡国見町石母田地内)
3. 協力警察署 福島北警察署



(実施場所)



(過去の実施状況)

〈発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
TEL 024-546-4331 (代表)
副所長(道路) 佐藤 利美 (内線205)
道路管理課長 佐々木 章夫 (内線431)